

## 公共下水道事業公共汚水ます設置要綱

平成10年8月1日

下水道課

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の適切な維持管理を図るため、公共汚水ますの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第3条に規定する道路、里道及び公衆の用に供している私道をいう。
- (2) 宅地 現に建築物が存在する土地をいう。
- (3) 公共汚水ます 宅地内からの汚水を公共下水道に取り入れる公共ます及び取付管で、町が設置し管理を行うものをいう。
- (4) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備（屋内外の排水管、これに固着する洗面器及び便器並びに水洗便所のタンクを含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (5) 処理開始の公示 法第9条の規定による公示をいう。

(公共ますの設置場所)

第3条 公共ますは、原則として公道又は河川の境界から1メートル以内の宅地内に設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の地下埋設物の占有や、ますの設置に余裕がないこと等により、宅地内への設置が困難と認められるときは、公道内に設置することができる。
- 3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設からの排水が流入する公共ますは、維持管理を考慮し、公道内に設置する。

(公共汚水ますの設置申請)

第4条 公共汚水ますを設置する家屋又は土地の所有者等（以下「所有者等」という。）は、公共汚水ます設置申請書（別記様式）を町長へ提出しなければならない。

(公共汚水ますの設置数)

第5条 公共汚水ますの設置数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公道に接する宅地に1個
- (2) 公道に接する同一の宅地内で、独立した生計を営む住宅用地（共同住宅は1戸とみなす。）については住宅ごとに1個
- (3) 処理開始の公示後、公示前に公道に接していた土地で、1つの土地が分割されて新たな所有者等が発生した場合は、その所有者等が下水道を使用するときに限り分割された相当数

- (4) 公道に接し、将来宅地化が予想される土地（現状が宅地で家屋築造計画が6箇月以内であるものに限る。）について1個
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共汚水ますを数箇所又は共同により設置することができる。
- (1) 排水設備の設置上、やむを得ないと認められるとき。
- (2) 公道に接する一筆の土地で、地形等の都合上1箇所では排水設備工事ができないとき。
- (3) 下水の排水基準、維持管理等特別な事情があると認められるとき。
- 3 所有者等は、特別な理由により、公共汚水ますを追加設置するときは、当該工事に要する費用の全額を負担しなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。
- (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

# 公 共 汚 水 ま す 設 置 申 請 書

年 月 日

国富町長 殿

別紙(1)の説明を了承のうえ、次のとおり公共汚水ますの設置を申請します。

申 請 者	1 家 屋 所 有 者	住所	
	2 土 地 所 有 者	氏名	(印) ㊞ ( )
	管 理 人	住所	
	3 そ の 他	氏名	(印) ㊞ ( )
4 立 会 者	(1)家屋所有者 (2)土地所有者 (3)管理人 (4)その他 ( )	5 立会年月日	年 月 日
6 設 置 場 所	国富町大字		
7 そ の 他	(1)戸数 戸 (2)世帯数 世帯 (3)人数 人 (4)排水人数 人		
8 便 所 様 式	(1)汲み取り便所 (2)し尿浄化槽便所		
9 設 置 位 置 図	(1)ますの深さ m	(2)ますの大きさ Φ	
上記の件について、承諾します。			
年 月 日			
住 所			
(1)土地所有者 (2)家屋所有者 氏 名 (印)			

施工業者	管路番号	整理番号
現場代理人 (印)	工事名	
	完了年月日 (印)	

《 説 明 》

- 1 「公共汚水ます」とは、台所、風呂、洗濯及び水洗便所などの、全ての汚水を、汚水本管に流入させるために、汚水本管から分岐した諸施設(公共ます、取付管)をいいます。
- 2 公共汚水ますの位置は、宅地内を原則としていますので、宅地内を一部掘削することになります。位置確認については、利害関係者(土地所有者又は家屋所有者)の有る場合は、当該利害関係者の了解を得ておいてください。
- 3 利害関係者との間に紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決していただきます。

記 入 の 仕 方

\*万年筆又はボールペンの黒で記入してください。

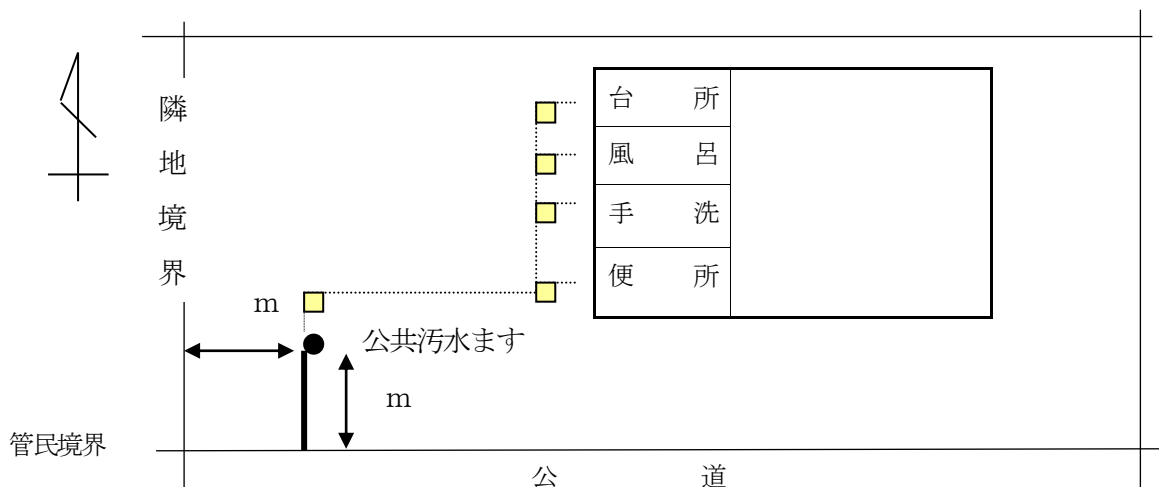
\*年月日は、記入した日です。

- (1)家屋所有者、土地所有者の欄は、必ず住所・氏名・電話番号を記入して、押印してください。
- (2)管理人、その他の欄は、家屋所有者又は土地所有者が委任する場合のみ記入してください。
- (3)立会者の欄は、現場にて記入してください。
- (4)設置場所の欄は、公共汚水ます及び取付管の設置住所です。
- (5)その他の欄は、処理区域内の水洗化率表を作成するために必要なものです。

例：①一般家庭＝戸数1戸 世帯数1世帯 人数4人 排水人数4人（水洗便所を使用する人数）

②事務所等＝戸数1戸 世帯数0世帯 人数0人 排水人数4人（事務所の人数）

- (6)便所様式の欄は、汲み取り便所かし尿浄化槽のいずれかを○で囲んでください。
- (7)設置位置図は、下記の記入例を参考にしてください。なお、公共汚水ますの位置は、明確に数値で記入してください。また、排水管路の希望があれば書いてください。



【お願い】 公共汚水ますを道路上に設置すると、車の通行による騒音振動につながることもありますので、原則として宅地内に設置をお願いします。

